

令和5年11月30日

## プラスチック資源循環法第33条に基づく再商品化計画の認定について

本日、本組合と本組合を構成する砺波市及び南砺市が連携し進めていた、プラスチック廃棄物の再商品化計画が、プラスチック資源循環法に基づく主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)の認定を受けました。

これにより、令和6年4月からボールペンや歯ブラシなどの「プラスチック使用製品廃棄物」を、資源ごみであるプラスチック製の容器や商品の袋などの「プラスチック容器包装」と一括して回収することができるようになり、プラスチック廃棄物のリサイクルが進むことが期待されます。

### お問い合わせ先

- ・ 砺波広域圏事務組合

：クリーンセンターとなみ 0763-32-5648

- ・ 砺波市：市民生活課 0763-33-1372

- ・ 南砺市：生活環境課 0763-23-2035